

侍りて、飲食湯薬、母の思ふままに進め、肩を打ち背を摩り、療養看護に衣帯を解く間もなく、百方手を竭し、かども、遂に其効なくて、明治廿四年一月八日、七拾二歳よてみまかりぬ、常七の悲哀たふるにものなく、見る人感涙を催さぬハわかりき、これより、佛前乃供養に怠なく、寒からんことを恐れては、母乃位牌に褥を布き、佳味を得れば、靈前に供し、或は位牌に告げ、或は佛前に語り、死に事ふること、一に生に事ふるが如し、これまた見聞く人をして其至情に感せしめき、又、母生前能勢妙見宮を信仰しければ、常七、妻中乃勤を終へ、位牌を背負ひて該宮に参拜したりとなん、此等乃こと誰といふとなく、村里に傳ハリければ、時の村長鹽見八郎右衛門

ハ、賞状に金若干を添へて與へしとぞ、

○鹽見儀右衛門

安政の頃、雀部村川北よ、鹽見儀右衛門といへる農夫ありけり、身代中産にして、年寄役を勤めたりき、儀右衛門、克く父母に事へ、凡家事に大小となく、父母にはかりて行ひけるが、父母老耄乃あまり時には、難き要求をも爲すと、毫も其意に逆はず、ひたすら老人の意を満足せしめんとつとめたり、母に繼母なりしも、未嘗て風波乃起らざりしは、一に儀右衛門至孝の致す所なりしと、されど、父は、たましく酒呑みすごして、妻子に向ひ、あらしくしき語勢なきにしもあらざりしは、斯る時には、常よりも一入意を用ひて、毫もうらみ言などを發せず、父乃醒むるま

でいと懇々慰めければ、父もかゝる舉動は爲すな
りぬ、此事、領主柏原領主織田侯に聞え、賞状及金員
を下賜せられしといふ、

○藤木喜兵衛

天災地變、幾多の災罹者ハ、世乃慈善家をもちて始
て蘇生をべく、百般の事業は、世の誠實なる奔走家
をもちて始て奏功を期すべし、何れも慈善なるかな
誠實なるかな、こゝに我郡の慈善家とし奔走家と
して、其名乃聞えたるを誰とかなん、藤木喜兵衛氏
其人なり、氏は福知山町字下新に住し、家は世々賣
薬を業とす、人に接すること謙讓、家事を治むること
と縝密、一家の内、和氣常に藹然として、轉敬慕の念
を起さしむ、生また思ひ起る幼時、

張公藝九世同居、北齊隨皆旌表、其門麟德中高宗
封^{ツリシキ}泰山^ニ幸^シ其宅^ニ召^シ見^シ公藝^ヲ問^フ其所以能^ク睦^ク族^ニ之道^ト公
藝請^フ紙筆^ヲ以^テ對^ス乃書^シ忍^字百餘^ヲ以^テ進^ス云々
の章を誦せしと、實に氏は無言の教育者なり、以下
氏の畧歴を掲げて、其人となりて明にせん、

藤木喜兵衛

天保十年七月六日生

慶應二寅年七月二日

一其方儀宗門下改役申付候

全 九月四日

一公方様薨去ニ付御停止被仰出候間火事具着用

晝夜町廻り相勤候様御沙汰有之候

全 三卯年正月朔日

一 禁裏様崩御ニ付御停止被仰出火事具着用晝夜町廻リ相勤候様御沙汰有之候

全 四辰年正月十四日

一 勅使西園寺殿三丹へ御出陣御供薩藩士拾名下着右ニ付晝夜四ヶ度町々見廻リ被ル仰付

明治二己年四月廿三日

一 町方施薬所被建講世話役被申付

全 五月十二日

一 其方儀町地方役被申付

全 五月十五日

一 粥施行奇特ニ付御酒被下

全 年全月全日

一 病院開院ニ付世話方被申付

全 九月十六日

一 其方共御用傳馬人足繼立問屋被申付

全 五月九日

一 通商局爲替方出張ニ付商社取締被申付

全 三年四月十五日

一 其方儀兩親へ仕方宜敷家内睦敷商業相勵段奇特之事ニ候依之親喜兵衛ニ被下置候御上下着用被成御免候

福知山藩廳

全 五年六月廿八日

一 福知山町戸長申付候事

豐岡縣福知山支廳

全 六年五月十九日

一生絲改會社頭取申付候事

豐岡縣

全 六年五月廿七日

一為勸業產物方頭取申付候事

豐岡縣勸業掛

全 七年一月廿七日

一私商世話掛申付候事

豐岡縣勸業所

全 年七月五日

一收糶下取調申付候事

豐岡縣支廳

全 年全月三十一日

一食鹽世話取締申付候事

福知山豐岡縣支廳

全 八年三月三日

一金貳圓 清國トノ紛議ニ付献金

全 年四月十三日

一福知山病院へ金拾五圓寄附候段奇特之事ニ候
依テ為其賞別紙目錄之通下賜候事

豐岡縣參事從六位 田中光儀

目錄

一木盃 壹個

全 十年三月九日

一上新町 下新町 鍛冶町 上紺屋町

下紺屋町

戸長申付候事

京 都 府

全 年九月廿九日

一 昨明治九年三月但馬國第二大區出石町罹災之節右被害人へ金壹圓救與候段奇特之儀ニ付爲其賞狀下賜候事

兵 庫 縣

全 十一年四月八日

一金壹圓 清國北部饑民救恤金トシテ差出ス但東京第一國立銀行宛

全 年十二月三日

一金壹圓五拾錢 東京貧癩院慈惠費ノ内へ差出ス

全 年全月四日

一 昨十年虎列刺病流行之際其區内學校へ該病豫防藥五百八拾袋差出候段人民御保全之御趣意ニ適ヒ奇特之事ニ候依テ爲其賞木盃壹個下賜候事

京 都 府

全 年十一月五日

一 其許儀從來敬神家業勉勵シ一家善ク親睦致候段奇特之至リ依之金百疋賞與候事

宮津神宮教會

會長少教正 本 莊 宗 武

全 年三月十六日

一金壹圓廿錢 東京樂善會へ寄附

全年十二月

一金參圓 氷上郡愛育堂へ寄附

全年

一金貳圓 京都府立病院補助金ノ内へ寄附

全

一金五圓 京都保勝會へ寄附

全 十二年十二月廿日

一本年虎列刺病流行ニ付爲衛生豫防石炭酸末外

二品差出候段奇特之事ニ付爲其賞木盃壹個下

賜候事

京都府

全年全月全日

一本年虎列刺病流行ニ付爲衛生豫防金參圓差出

候段篤志ニ付賞置候事

京都府

全 十三年五月廿五日

一京都盲啞院資トシテ金貳拾六錢差出候段廣ク

教育之御趣意ニ適ヒ奇特ニ候事

京都府

全年十月八日

一金壹圓 日光山保晃會へ寄附

全年四月十九日

一金參拾錢 東京福田育兒院へ寄附

全十四年四月廿三日

一朝暉神社々地献納

全十四年十二月廿四日

一其組内學校建設ニ付テハ人材教育之御趣意ヲ
体認シ爲其資金貳拾五圓八拾八錢差出候段奇
特之事ニ付爲其賞木盃壹個下賜候事

京 都 府

全十六年三月十四日

一京都府々會議員當撰相成候事

天 田 郡 役 所

全十八年三月廿八日

一天田郡福知山内記町外拾八ヶ町會聯合會議員
當撰相成候事

天 田 郡 役 所

全 年十月廿八日

一明治六年

皇城炎上ニ付金貳圓獻納候段奇特ニ候事

官 内 省

全十八年十一月十一日

一爲窮民救助立米六斗差出候段奇特ニ候事

京 都 府 知 事 從 五 位 勳 四 等 北 垣 國 道

全十九年十一月廿四日

一天田郡第五學區聯合町村會補欠議員當撰相成
候事

天 田 郡 役 所

全二十年七月二十五日

一天田郡全郡百三拾三ヶ町村聯合會議員當撰相
成候事

京 都 府 天 田 郡 長 柳 島 誠

全年十月十八日

一當郡所得稅調查委員上新町外九ヶ村撰舉人當撰相成候事

全廿年七月十七日

一天田郡内記町外拾八ヶ町聯合會補欠議員當撰相成候事

京都府天田郡長柳島 誠

全年十一月廿二日

一天田郡全郡百三拾三ヶ町村聯合會議員補欠議員當撰相成候事

京都府天田郡長柳島 誠

全廿一年五月十九日

一

皇居御造營ニ付金貳圓五拾錢献納候段奇特ニ候事

宮 内 省

全年十一月廿六日

一爲貧民救助金壹圓九拾錢差出候段奇特ニ候事

京都府知事從四位勳三等北垣國道

全年十二月四日

一當町勸業通信員當撰

全廿二年四月十一日

一天田郡尙武協會副會長當撰

全年五月十三日

一福知山町十九ヶ町會議員當撰

全年七月五日

一當郡所得稅調查委員補欠當撰相成候事

京都府天田郡長柳島誠

全 年八月廿七日

一金壹圓五拾錢

右ハ本郡洪水被害之窮民へ救助トシテ御廻金
相成正ニ領收夫々配付可申候也

日田郡長 小倉左文

全廿二年九月二日

一縣下吉野郡水害ニ付罹災者救助トシテ金壹圓
五拾錢御義捐相成不取敢御厚意ヲ謝ス

奈良縣知事 子爵 稅所 篤

全 年九月廿四日

一金壹圓參拾錢 但當縣下風水害罹災者救恤

金トシテ正ニ受領候也

愛知縣

全 年十一月廿五日

一福井縣下小瀨町出火之節罹災者へ金五拾錢施
與候段奇特ニ候事

京都府

全 年十二月廿六日

一高島陸軍中將閣下ヨリ招狀下附セラレ

明治廿三年一月八日饗應ヲ賜フ

全廿三年四月

一爲水害者救助金壹圓六拾錢差出候段奇特ニ候
事

京都府知事從四位勳三等北垣國道

全年六月卅日

一爲福知山電信分局設置費金壹圓八拾錢差出候
段奇特ニ候事

京都府知事從四位勳三等 北垣國道

全年九月一日

一爲福知山監獄付屬舍建築費金拾圓差出候段奇
特ニ付爲其賞木盃壹個下賜候事

全 上

全年九月十七日

一赤十字社支部細則ニ據リ天田郡福知山町委員
ニ囑托ス

天田郡委員長 柳 島 誠

全年十一月十九日

一爲水害者救助金三圓差出候段奇特ニ候事

京都府知事從四位勳三等 北垣國道

全廿四年三月廿日

一金壹圓五拾錢明治廿二年當縣下洪水之節被害
者救濟之爲頭書之金額寄附候段奇特ニ候事

和歌山縣知事從四位勳三等 石井忠亮

全年六月四日

一當郡所得稅調查委員福知山町撰舉人當撰相成
候事

天田郡長 柳 島 誠

全年七月十三日

一當郡所得稅調查委員補欠員當撰相成候事

全 上

全 年十一月十四日

一 今回縣下非常ノ大震ニ付罹災者爲救助金壹圓
余御廻付相成不堪鳴謝候右ハ早速配與方取計
可申候依テ別紙領收書一葉相添御挨拶及御
廻答候也

小崎岐阜縣知事

別紙略ス

全 年全月十一日

一 前文ニ同シ

愛知縣知事 岩村高俊

全 年十二月廿三日

一 明治廿二年九月當縣下暴風海嘯ノ爲被害者救
恤トシテ金壹圓三拾錢惠與候段奇特候事

愛知縣知事從三位勳三等 岩村高俊

全 年十一月十八日

一 明治廿二年七月管下日田郡洪水ノ際金壹圓五
拾錢差出候段奇特候事

大分縣知事從四位勳四等 岩崎小次郎

全 年十二月一日

一 明治廿二年八月管下吉野郡災害ニ付罹災者賑
恤トシテ金壹圓五拾錢惠與候段奇特ニ候事

奈良縣知事從四位勳三等 小牧昌業

全 廿五年二月十五日

一 郡下濱江町火災救濟義捐トシテ金壹圓五拾錢
爲替券ヲ以テ御送附相成直ニ下附方取計候御
厚意之段多謝此段及御答候也

鳥取縣汗入郡役所

全 年五月廿日

一金貳圓也 但本年四月十日當區内大火ニ付罹

災窮民救助トシテ御寄贈

右正ニ落手候也

東京市神田區長 澤 簡 德

全 年六月廿五日

一爲高等女學校増築費金壹圓差出候段奇特候事

京都府知事從三位勳三等 北垣 國 道

全 年九月十九日

一金壹圓五拾錢 但本郡下其川村字中濱火災者

ニ對スル義捐金

右領收配付候也

竹野郡役所收支掛

全 年九月三十一日

一拜啓陳々客月廿三日本縣非常水害ニ付罹災者

救助金中一金壹圓五拾錢御寄贈相成御厚意致

感謝候不取敢御挨拶申進度如此御座候草々不宜

千坂 岡 山 縣 知 事

全 年八月廿九日

一金壹圓五拾錢也 但罹災者窮民救助費

右正ニ領收候也

德島縣內務部

第四課長 清 水 勇 之 助

全 年八月三十一日

一縣下水害罹災者救助ノ爲金壹圓五拾錢義捐相

成領收致候就テハ速ニ夫々配付可取計候不取
敢別紙領收證相添此段及御挨拶候也

兵庫縣知事 周布公平

全 年十月廿二日

一 惇明尋常小學校學務委員當撰

全 年十二月廿六日

一 拜啓本年七月縣下水害ニ罹リタル窮民救助ノ
爲金員義捐配當方本縣知事へ出願相成候趣ニ
テ訓令ノ次第モ有之部内へ配當方取計候處何
レモ御慈惠ノ厚キニ感泣罷在候右御挨拶草々
敬具

兵庫縣揖東郡長 内海忠誨

全 年十二月一日

一 明治廿四年十月廿八日ノ震災被害者救恤トシ
テ金壹圓五拾錢差出候段奇特候事

岐阜縣知事從三位勳三等 小崎利準

全 年七月二十日

一 明治廿二年九月當縣下暴風海嘯ノ爲被害者救
恤トシテ金貳拾錢惠與候段殊勝候事

愛 知 縣

全 廿六年二月十五日

一 去十日御

詔勅御下賜之趣拜承仕製艦費ノ内へ金參拾五圓
六ヶ度ニ献納願仕候處左ノ通御書下賜
献金ヲ受納セスト雖特ニ感賞ヲ表スル旨三月
十八日内閣總理大臣ノ告示ニ依リ願書却下候

事

京都府知事 千田貞曉

全年二月二十日

一製艦費ノ内へ金五圓六拾五錢家族二十三名ヨリ差出候様願候處

前同様却下

全年二月二十一日

一拜啓客年十二月二十八日縣下熊野沖ニ於テ暴風ノ爲漂流セシ漁民ノ家族救助トシテ別紙領收書之通寄贈相成候段感謝之至存候速ニ配與方取計可申候不取敢御挨拶迄如此御座候也

和歌山縣知事 沖 守固

全年三月一日

一明治二十四年十月當縣下震災被害者救恤トシテ金壹圓五拾錢惠與候段奇特ニ候事

愛知縣知事從四位勳三等 時任爲基

全年四月十九日

一金壹圓五拾錢

右ハ當町内火災遭難者へ義捐相成正ニ受領候也

松坂町長 大平孝則

全年六月十六日

一金壹圓

右本院資本金ノ内へ御寄附相成正ニ領掌候也

京都市立盲亞院

全年五月十二日

一 福島中佐歡迎會費ノ内へ金壹圓寄附

全 年七月十三日

一金拾圓大極殿新築費ノ内へ寄附ス

全 年八月廿六日

一 桓武天皇平安奠都千五百年紀念祭協賛會紀念
殿地鎖祭執行ニ付同會長近衛篤磨殿下ヨリ案
内狀下賜

全 年九月十七日

一金六圓也

右ハ福知山警察署新築費金ノ内へ寄附

全 年七月四日

一 明治廿五年四月十日東京市神田區猿樂町ヨリ
出火ノ際罹災窮民救助費トシテ金貳圓寄附セ

シ段奇特候事

東京府知事從四位富田鐵之助

全 年十月十一日

一金壹圓五拾錢 但縣下水害罹災者へ救助金領
收候也

和歌山縣知事 沖 守 固

全 年十月十九日

一 縣下水害ニ付窮民救助金壹圓五拾錢御惠贈云
々

晉我部岐阜縣知事

全 年十一月二日

一金貳圓也

右ハ當縣下水災窮民救助金トシテ云々

岡山縣書記官 坂本鈺之助

全 年十一月四日

一金壹圓參拾錢 但水害罹災者へ救助金

右忝致領收候也

大分縣水害臨時事務委員

全 年全月全日

一金壹圓五拾錢

全 上

鳥取縣內務部第四課長 水谷豐一

全

一金壹圓廿錢 但暴風雨罹災者救助金正ニ領掌

云々

愛媛縣知事 勝間田 稔

全 年十一月十五日

一金壹圓參拾錢

但全 上

佐賀縣屬 三原良太郎

全 年十一月十八日

一金壹圓參拾錢

但全 上

福岡縣

全 年十一月廿五日

一縣下暴風水罹災者へ救恤トシテ義捐金云々

山口縣知事 原 保太郎

一紀念祭協賛會ノ儀ニ相談云々

廿六年十二月九日 中 井 弘

全 年十一月一日

一金壹圓餘 但水害被害者救助金云々

岡山縣知事從四位勳三等 千阪高雅

全廿七年二月六日
一金壹圓貳拾錢

鹿兒島縣內務部第一課

全 年二月十三日

一福知山町ニ於テ當支部社員集會委員ヲ囑托ス

日本赤十字社京都支部長 中井 弘

全 年二月廿四日

一衆議院議員選舉法云々投票所立會人ニ指定云

々

福知山町長 横山 卓爾

全 年三月六日

一大婚二十五年ノ大典ヲ奉祝スル爲本年二月十
八日附ヲ以テ出願セシ眞綿貳把獻納ノ件ハ宮

内大臣ヨリ聽許サル

京都府知事

中井 弘

全 年四月十七日

一第四師團長 北白川宮殿下御巡視之際福知山
大隊區司令部ニテ拜謁ヲ賜フ

全 年十二月廿八日

一明治廿五年七月縣下洪水之節罹災者救助トシ
テ金壹圓五拾錢云々

兵庫縣知事從四位勳四等 周布 公平

全

一明治廿五年七月縣下海嘯又ハ山岳崩壞等ノ罹
災民救助トシテ金壹圓五拾錢云々

德島縣知事正五位勳六等 村上 義雄

全 年十二月四日

一 明治廿四年十月當縣下震災ノ際被害小學校修築補助トシテ願書ノ通惠與候段殊勝候事

家族九名へ各通

愛知縣知事正四位勳三等時任爲基

全 廿七年五月十七日

一 爲學資盲啞院へ金壹圓差出候段奇特云々

京都府知事從三位勳三等中井 弘

全 年五月四日

一 明治廿六年十月十四日本縣下洪水氾濫ノ際被害窮民救助トシテ金貳圓云々

岡山縣知事從四位勳三等千坂 高雅

全 年六月六日

一 明治廿六年十月縣下水災ノ節被害者救恤トシテ金壹圓云々

鳥取縣知事正四位勳三等調所 廣 丈

一 明治廿七年五月廿六日山形市大火ニ付救恤金

トシテ金五拾錢寄附

一 全年全月山城國葛野郡中川村大火ニ付救恤費ノ内へ金五拾錢寄附

全 年六月十四日

一 明治廿六年十月中縣下風水害ノ際罹災者救助トシテ金壹圓餘云々

愛媛縣知事正四位勳三等小牧 昌 業

承 認 狀

一 金拾圓

右報國ノ主旨ヲ以テ軍資金ノ内へ献納ノ趣承
認候別紙納入告書ニ據リ中央金庫へ納付可有
之候也

明治廿七年七月廿六日

陸軍恤兵監陸軍騎兵中佐正六位大藏平三

全 年八月十七日

一 福知山町臨時衛生委員當撰

全 年八月十五日

一 客年縣下風水害ノ節罹災者救恤トシテ金壹圓
參拾錢寄附云々

福岡縣知事從四位勳四等 岩崎小二郎

全 年九月八日

一 大阪營所歩兵第廿聯隊ニ於テ饗應ヲ下サル

一 眞綿

貳把

右

大婚二十五年御祝典ニ付献納候段御満足被思召
候事

明治廿七年三月十六日

宮内大臣子爵土方久元

一 桓武天皇平安遷都千百年紀念祭協賛會ノ舉ヲ
賛助シ金拾圓ヲ寄セラル仍テ茲ニ本會規約ノ
正條ニ據リ第七種紀念白銅牌ヲ贈リ以テ其厚
志ニ酬フ

總裁 大勳位 熾仁親王

會長 從三位 近衛篤麿

全 年八月十五日

一明治廿六年八月縣下水災ノ節被害者救恤トシ
テ金壹圓五拾錢云々

岐阜縣知事 正五位 曾我部道夫

全 年十一月十一日

一謹奉伺

天機 但廣島大本營ニテ侍從武官長岡澤少將

閣下ノ奏上ニ依ル

全 年十月十日

一明治廿六年十月水災ノ節縣下被害者救恤トシ
テ金壹圓參拾錢云々

大分縣知事 正五位勳五等 山田爲喧

一金壹圓 但日本赤十字社京都支部戰時病院救

慈費中へ

右領收候也

明治廿七年十一月廿一日 天田郡委員長柳島誠

全 年十一月二十日

一明治廿四年十二月汗入郡淀江町大字淀江宿及
高麗村大字今津村火災ノ節罹災者救恤トシテ
金壹圓五拾錢云々

鳥取縣知事 正五位 野村政明

全 廿八年一月十六日

一明治二十六年八月當縣下水害ノ節罹災者救恤
トシテ金壹圓五拾錢云々

和歌山縣知事從四位勳三等 沖守固

全 年二月二十三日

一明治二十六年十月縣下暴風ノ際罹災者救助ト

シテ金壹圓貳拾錢云々

熊本縣知事勳二等松平正直

全 年四月一日

一 福知山町々會議員當撰相成候事

全 年四月十二日

一 爲罹災者救助金五拾錢云々

京 都 府

一 大日本武德會勸誘委員及囑托候也

明治二十八年五月十日 會長 渡邊千秋

一 爰ニ 藤木喜兵衛氏本社忠愛ノ主旨ヲ協賛シ

今回日清交戦ニ關スル本社傷病兵救護資ノ内

へ金壹圓ヲ寄贈セラル因テ本社ニ代リ其厚志

ヲ謝ス

明治二十八年三月二十九日

日本赤十字社總裁 大勳位彰仁親王

全 社長 正三位 子爵佐野常民 勳一等

全 年五月二十七日

一 福知山町臨時衛生委員當選

全 年一月十五日

一 赤十字社終身會員トナル

全 年六月十日

一 所得稅調查委員當選

一 惇明尋常小學校

一 兩陛下御影拜戴發起人トナル

一 藤木喜兵衛氏本會總裁大勳位彰仁親王殿下ノ

旨ヲ奉シ大日本武德會地方委員ヲ囑托ス

明治二十八年八月二十六日

正四位勳三等 渡邊千秋

全年八月十五日

一明治廿六年十月中縣下風水害ノ際罹災者救助
トシテ金壹圓參拾錢云々

佐賀縣知事從四位勳四等 田邊輝實

あゝ氏は實に慈惠と奔走とを以て、一生を終らん
とするものといふべし、前來掲げしは、未其半にも
足らざるべし、思ふに爾來我地方の膨脹する事に
關し、直接、將間接に、幹旋盡力せられつゝあるは、親
しく見る所なり、氏また人の善を掲げ美を褒むる
を好む、かの朝暉ヶ岡なる殉節報國の二碑の如き、
孝子爲助の建碑の如き、洵に、氏の與る所多きに居

る、無言の教育者といふまた宜ならずや、

○松井忠助

詩に曰く、孝子不匱永錫爾類、古語に又曰く忠臣の
出づるは必孝子の門よりす、と宜なるかな、茲に下
川口村字牧に松井忠助といふ者あり、文久二年性孝
にして直、家は農を業とすれども、十月生赤貧をらふが如
く、いさゝかの田を耕し、傍、日傭となりて僅に口を
糊す、十八歳の時、父を失ひ家道益困窮なるも、忠助
は身を粉にく骨を碎かんばかりに、稼ぎて母を養
ひ、如何にもして家を興さんと決心せり、二十一歳
の時、妻を娶り、一家いと睦しく暮しけるが、忠助も
と身幹偉大體力また強かりければ、明治二十年十
二月、徵兵適齡を以て第四師團に入營す、時に長女

生れて數月なり、あゝ、忠助の家^に在りてだに困難なる家計なるに、今は杖となり柱ともなる忠助の出役、難波にむかふ忠助、家に在る母と妻、その心やいかに、其情やいかに、
 さて、粗末を取りて、骨をも碎かんと、の誠實熱心なる忠助の、なか銃劍を持ちて身をも粉にせ働なかるべき、精勵一念、能く軍規に遵ひ、軍律を守り、三ヶ年間一日の如くに服役したり、されど其間老母の孝養を缺かんことを慮りて、常に給與金を節約し、ことをせめてもの心盡しにとて、母の許へ贈りけり、明治二十三年九月満期除隊に際し、左の証を受く、

善行証書

京都府平民

歩兵第廿聯隊第三中隊

陸軍歩兵一等卒 松井忠助

右現役中品行方正勤務勉勵技藝ニ熟達ス因テ
 此証ヲ附與ス

明治廿三年九月三十日

歩兵第廿聯隊長陸軍歩兵中佐從六位 四等土屋光春

歸郷の後は、復、農業を勵み孝養怠ることなし、其妻また夫に倣ひて孝順、三ヶ年間、忠助に代りて、能く扶育の道を盡し、いかに、人皆感し合へりと云、忠助
 明治廿五年十一月、豫備復習の時、

賞状

歩兵第二十聯隊第三中隊

豫備役一等卒 松井忠助

曾テ訓練セシ學術科ヲ記憶シ復習中行狀方正
勤務勉勵衆人ノ龜鑑トナルヲ認ム依テ紀念ノ
爲メ此証ヲ附與ス

明治廿五年十一月十九日

中隊長陸軍歩兵大尉從六位遠 藤 政 吉

を受け、全二十七年五月復習の際も、同様の賞を受
けたり、かくて、全年十一月豫備召集に應じ、同二十
八年三月大阪出發、四月清國大連灣に上陸、柳樹屯
采家屯王家屯を経て營口に至り各地守備の任務
に服したり、同年十二月、撤兵の命下るや、大阪に凱
旋し、直に歸休の途に上る、同二十九年五月、左の恩
賜に預りき、

陸軍歩兵一等卒 松 井 忠 助

明治二十七八年戰役ノ功ニ依リ勳八等瑞寶章
及金五拾圓ヲ授ケ賜フ

明治二十九年五月十九日

賞勳局總裁正三位勳一等子爵大給 恒

爾來、老母及妻と四人の子女とを扶養し、かの賞金
の如きは、紀念として預金し、勤儉以て農業に従事
せりといふ郷人の常に感歎するは更なり亡父ま
た地下よ瞑すべしあゝ

○津田武右衛門の父

笹尾村百性

武右衛門

申渡

御勝手無據差支ニ付近年來在方ニ調印被爲
仰付御借入有之候名目金之儀ニ付銀主方ニ懸
合筋御勝手方ヨリ其方ニ被御差出候處存入能
度々致上京又ハ不容易之口々モ有之候處實意
之及對談ニ利納并年賦之儀夫々品能相駈合格
別之御爲筋厚存入能候段並常々心得方宜敷候
儀達 御聽候處奇特之至思召候依之持高之内
八石其方一代御年貢被成下御用捨候

弘化二乙巳年十一月六日

○寺田則榮の墓碑

嗚呼士之仕孰有不欲致其身者哉然殞身護國以
爲快於心吾於寺田君見之君諱則榮稱源五左衛
門丹波笹山藩士黑澤加兵衛之三子來贅寺田氏

爲婿祖諱安榮考諱榮貞慶應丁卯之冬役干浪花
城受 幕命扼安治川口君爲隊長明年正月步卒
捕薩兵送之於町奉行以是國難將至君欲殺身以
雪國辱而不敢見辭色談笑如平時當夜語子女及
親戚曰人誰不死而死以全國不又愉快乎因命後
事無所遺失呼酒盃行數四以爲永訣時女疾在褥
撫其背慰諭之抱女孫就寢安眠移時五更將起孫
曰父祖何往曰今將來汝暫待乃入正廳點燭鋪氈
着得禮服正坐自屠而死年五十九實二月廿九日
也嗟呼君據君辱臣死之義斷然決死非辨大義之
明何以如此哉越三月十一日葬于善行寺佛師号
日顯義院德勇善忠日源居士配榮貞長女先卒有
子女一人養大阪玉造組與力大井政重三子榮義

爲嗣榮義使予誌其事於石予拭淚直書其事實不
敢文飾而予拭淚不獨爲姻戚之痛惜也深爲國家
惜焉從父弟近藤義制制文並書

○鹽見源右衛門

天保十三年九月中村よ生る、家代々農を業とす、明
治十年六月同村の戸長となりし以來今卅二年四
月に至るまで公事に鞅掌し其績觀るべき者多し
其一二を擧ぐれば共有山よ樹木を植付けて基本
財産の増殖を企て道路の開鑿よ努めて交通の便
を計り其他教育よ衛生よ自ら任じて家事を顧み
ざること二十余年、村民其徳よ感じ辭職の際(老体
を以て辭す)銀盃並袴地等を贈感恩の意を表した
り猶同村會よては其功績を具して其筋へ上申す

ること決したりといふ今在任中官より受ける
賞一二を擧ぐ

天田郡池部村外二ヶ村戸長

鹽見源右衛門

土地整理事務よ從事し勤勞せしに付金貳圓
下賜候事

明治廿二年二月十六日

京都府

京都府天田郡庵我村長鹽見源右衛門

明治廿七八年事件ノ勞ニ依リ木杯壹組ヲ賜フ

明治三十年四月一日

賞勳局總裁正三位勳一等大給 恒印

○足立道載

我小學よ於て教育基本金を積立つるが如き最急なるものなり、教育は國家永遠の長計を立てざるべからずといひながら其爲す所は全く之れに反して唯一時の彌縫的にあらずんば姑息手段の、あゝ斯の如くにして列強と伍せる我國民教育の績は擧げ得べきか官は頻々就學の歩合を高めんとし又諸般の學校設備を完からしめんとす是實に國運進長に伴へる自然の大勢なり此時にありなほかの彌縫手段を用ひんかこれ實に眼中國家なきものなり教育なきものなり生曾て就學督勵を促し、ことありき基本金積立の愚案を公にせしことありきさて我那教育部會

に於ても基本金積立に關する調査委員を設けられしと聞く今此等の消息如何に思ひてこゝに至れば長大息の外なきなり我村足立氏茲に見る所ありてにや學資基本金として百圓を寄附せられしと聞き稍人意を強むることを得たり希くば我郷有力の諸士功を永遠に期し給へあゝ

京都府丹波國天田郡曾我井村

足立道載

爲尋常學校學資基本財産金百圓差出候段奇特
ニ付爲其賞木杯壹組下賜候事

明治廿九年一月四日

京都府知事從三位勳二等山田信道

○奥田佐治兵衛

奥田佐治兵衛は下川口村字下天津の人なり幼名を善吉と呼びき九歳の時父を失ひ其後は母子五人細き烟を立てたりしに見る者あはれがりてせめてハ入夫せしめたらバ家のなりはひもいかゞなど勧めしも母は堅く節を守りて従はずひたすらに仕事を勵み子女を養育せり今ハ善吉と姉とは農業のかたはしをもおほえたればとて奉公に出しき母は彼等の成長を樂みあだし子の行末はかくやせんげよ持つべきものハ子なりけりと思ふもつかの間にて三十八といふ年ハ中症ハ罹りたり善吉等の悲みたとふるにもなくならぬ中より醫師よ薬よとあらん手を盡すともかゝる病

の常として其効更に見えざりきさて一時萌え出でんとせし家道ハふたゝび貧困に陥りたり人々これを憐み種々にいたはりたりしに善吉ハもし妻にても迎へたらバとて迎へきこれより夫婦共稼して母の看護よ怠なりしが貧ハいやまさり今ハ三度の食事よさへさしつゝおふる惨況よ至りきさハあれ母よハかくとハつゆ知らさるのみかひたふるよ病苦を慰めんとてある時は背おひて水邊に伴ひゆきある時ハ抱きて社寺よ詣でなどし見る者をしてうたゝ涙にむせバしめきかくて時の村長衣川孫右衛門氏らの孝養の状を具申せられたり即

京都府丹波國天田郡下天津村

奥田佐治兵衛

其母多年病蓐ニ在ルモ看護至ラサルナク歎
承意ラズ十年間一日ノ如ク其志行洵ニ奇特
トス依爲其賞金壹圓五拾錢下賜候事

明治十九年三月廿五日

京都府知事從五位勳四等北垣國道

又

京都府丹波國天田郡下天津村

奥田佐治兵衛

其方母儀多年病蓐ニ在ルモ 護意ナキ段大
阪鎮臺司令官高島中將ノ聽ニ達シ特ニ今般
金貳圓賞賜セラレ候ニ付傳達候事

明治十九年七月十七日

天田郡長 朽木 綱一

かくて明治廿一年冬母は五十一歳にて身まかり
ぬ夫婦の悲書くもなかく愚なり佐治兵衛ハ今尙
存命なり

○吉見國藏及妻りう

こハ下夜久野村字額田の人なり養子の身を以て
能く父母に事へたりされハ一家輯睦して化を隣
人に及ぼせりといふ養母さき中症にかゝり起居
自由ならざるに夫婦ハ毎夜交々按摩し其他飲食
湯浴に至るまで能く心を用ひて看護し替て怠り
しことなし人々感嘆し近き頃村會より賞金を贈
りたりとぞ

○田中常助

天田郡第五區高内村

田中常助

其方事家族多人數有之萬事不自由ニ相暮候ト
 モ老父母ニ能ク事へ自分ハ兼テ好ム酒ヲモ慎
 ミ農業ニ精出候處一昨年來父喜代七老病ニカ
 ・レルモ種々心ヲ盡シ藥餌ヲハシメ諸世話行
 届キ大切ニ介抱ヲ遂ゲ且又父喜代七儀モ其方
 祖父へ孝行候ニヨリ先年舊地頭ヨリ再三賞與
 ナ受ケ代々善行ノ家風相續ギ一家睦敷孝養怠
 ラザル趣相聞エ奇特ノ事ニ候依テ其賞トシテ
 金壹圓下賜候事

明治十一年十二月二日

京都府

○大槻部左衛門

性温厚仁慈の心厚く常に郷人の慕ふ所たりき明
 治維新の際より廿余年間公共事業に盡力し其績
 觀るべきもの多しと雖今は其詳細なることを知
 ることを得ず大に遺憾とする所なり唯一の記し
 置くべきは氏はかく公共事業に奔走盡力する身
 なれど其遠近に至るに曾て乗車せしことなく其
 賃金を貯へて貧民に與へたりと以て氏の性行の
 一斑を知るに足らんか今は故人男部一郎氏能く
 父志を繼げり

○直村榮左衛門

福知山藩士なり、柔術を以て名を全邦に轟せり、幕
 府曾て謁を賜ふ此より名聲益揚る弟子數千人亦

其術を得たるもの多し或はいふ人の嫉む所となり狙撃せられしと墓ハ東京芝泉岳寺に在り其墓碑左の如し

先生諱種實字子秀稱榮左衛門其先出自宇多源氏世仕福知山侯考總右衛門君諱是茂致仕號閑休養於同族直村氏因妻其女生三男一女先生其第三子也以文化三年三月九日生干江戸外櫻田之邸先生爲人沈勇訥於言而敏於行擊劍善淺山一傳派拳法善起倒流而最精於拳法始入大濱某之門後師鈴木君諱某既而其業日進殆有不可測者鈴木君愛之視猶子盡傳其溢奧秘訣焉侯亦與秩祿以爲一藩教師蓋所以尙武道勵士風也於是乎諸侯伯爭聘之士庶亦競事焉先生之技雖遵古

法又時用新意否雷拳法卽至於諸技之體亦往々有問之者則正之以咸適其宜云入門者蓋二千餘人長其技者亦不下數十員抑是拳法之爲技本出于西土摧剛以柔挫邪以正之說故稱柔術宜哉明朝有十八般武藝以拳法爲第一也而陳文贊者實始傳于我國在彼鮮有聞而我却盛行矣是可見見東方神武之氣也嘉永六年二月十日官有命爲植溜演武亭教頭是在藩國之士獨先生耳萬延元季六月朔日始見于大君其月四日擢溝武所柔術教授賜月俸是亦所少其例世人以爲寵榮嗚呼命哉是歲七月廿五日以病卒享年五十六聞者無不哀惜焉葬于芝泉岳寺中功雲院先塋之側嗣子種承及建墓表與門人

等議屬余以文余亦嘗入其門者且以姻親之故不得固辭因叙大節又繫以銘曰

學之教之 正心誠意 溫柔其人 武林之萃
恩光有餘 孝德不匡 始於事親 終於立身
万松出剎 高輪之濱 維靈所止 名在貞珉
萬延元歲次庚申季冬

池田長庸撰并書

法諱

大學院忠山義孝居士

○土井又市

友淵の人なり性率直にして行孝悌なりき今ハ不幸にも盲となりて餘生を送れりといふ年五十六
京都府丹波國天田郡友淵村

土井又市

平素老母ニ仕へ孝養怠ラサルノミナラズ能ク不具ノ兄ヲ扶助シ其身晝夜農事ニ勉勵シ貧困ノ中ニ在リテ保養怠ラズ二十余年間志操ヲ變セサル段洵ニ奇特トス依テ其賞トシテ金貳圓下賜候事

明治十八年二月廿日

京都府知事從五位勳四等北垣國道

○溝渠開通

細見谷は郷村記にも見ゆる如く東北に向ひたる細長き谷よして田畑相半せる土地なりこゝに其細見中出なる長澤與右衛門高見勝三郎長澤武右衛門細見宇左衛門の諸氏相謀りて同所宇寺ノ

段なる幾町の瘠土を良田と變せしめたる殊勝なる今當時の概況を掲ぐ
 明治四年二月十日開通、可是より先綾部藩民情掛代官同心等交々出張して事實調査をなし、といふ延長字大岬より前記寺ノ段まで約九百九拾間、起工、明治四年二月廿四日此時綾部藩代官池田政藏同心井上忠太夫等出張
 通水、全年五月此年より稻田を見るに至り爾來四五年を経て寺ノ段は悉く水田に變じたり
 反別、三町五畝歩
 明治十六年の頃尙溝渠を増鑿して字宮ノ上に至り今は前記と合せて壹千二百余間の溝渠六町三段歩の養水となれり

あゝ當時盡力せられし諸氏今ハ故人となり或は老耄よ及べりと雖其功績は細見の谷のいや長く傳ふるになん

右ノ外報道を得たる分又は聞き得たることもあれど事情ありて印刷を急ぎしと尙本編乃如きハ他日續稿を起さん考あるとによりて今ハ筆を止めぬ

善行記終

187
5
120

明治三十三年五月十日印刷

京都府丹波國天田郡曾我井村字笹尾

編輯者 山口 加米之助

京都府丹波國天田郡福知山町字下新

印刷所 吉田 富治郎

